

水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約
仕様書

令和 8 年 9 月

渋川市上下水道局水道課

1 システム概要

1-1 システム名 水道料金調定システム・公営企業会計システム

本調達で求める水道料金調定システム・公営企業会計システム（以下、「本システム」という。）は、水道料金調定システム、公営企業会計（予算編成、執行管理、固定資産管理、貯蔵品管理及び起債管理）システムを統合したもので、水道業務の料金徴収と経理業務を支援する総合支援システムである。

また、サーバー環境については受注者所有のデータセンター運用とし、これを本業務の調達範囲である広域ネットワークにより広域運用を行う。

1-2 システム構築の背景と目的

渋川市上下水道事業（以下、「発注者」という。）では、現行の水道料金調定・公営企業会計システムが令和9年9月をもって契約期間満了を迎えることから、新たな水道料金調定・公営企業会計システムの入替を行う。

導入に当たっては、発注者の内部事務にとって最適なシステムとなることを念頭におき、多岐にわたる業務の事務効率化推進及び各種経費削減を目標とする。加えてeLTAXを活用した上下水道料金収納への対応、データ移行を含めた円滑なシステム切替を実現し、安定稼動を図ることで、より質の高い行政サービスを市民へ提供することに繋げる。

また、水道料金調定・公営企業会計制度等の改正や社会的な法改正等への迅速な対応が遅滞なく提供可能であり、保持されたデータを有効的に活用（空き家対策、料金改定シミュレーション等）することで効率的な内部事務の実現化への対応ができるものとする。

なお、セキュリティ面における安全性の維持確保、システムの運用継続性の確保等、本調達においてその趣旨を考えに含めるものとする。

2 業務システム概要

2-1 構築範囲

構築範囲は、本システムに必要なソフトウェア及びハードウェアの導入、発注者独自のカスタマイズ、現行システムからのデータ移行、機器搬入、設置、動作確認、システムセットアップ作業、試験運用、利用者研修、広域ネットワーク構築、サーバーのデータセンター運用、生体認証の導入、本システムのソフトウェア及びハードウェアの保守、運用、サポートとする。

本システムの業務範囲は以下のとおりとする。

（ア） 水道使用者情報管理、検針管理、調定管理、収納管理、未納管理、メーター管理、月次管理、料金改定管理、タブレット端末による外勤

業務補助機能、システム移行要件、システム操作研修等

- (イ) 当初予算編成、補正予算編成、各決算見込管理、各種伝票処理、口座支払、例月監査管理、決算管理、消費税管理、決算統計管理、固定資産管理、貯蔵品管理、起債管理、システム移行要件、システム操作研修等
- (ウ) 研修管理、研修計画、研修実施、研修修了、その他
- (エ) 共通CSV・テキストデータ出力、システム間のデータ連携

2-2 機能要件

ハードウェア等の機器の仕様、各システムの機能の詳細、電算処理業務の仕様、ネットワーク構成、サーバーのデータセンター運用業務の仕様等については、別紙「機能要求水準書」に準じるものとする。

3 システム要件

3-1 基本要件

各要件から機器の最適規模を検討し、経費的に過剰にならず最適なハードウェア機器、ソフトウェア構成を提案すること。

なお、本システムに必要な全てのハードウェア、ソフトウェアを本調達内に含む。

本調達のシステム要件は以下のとおりとする。

- (1) システムの運用時間は、原則365日24時間とする。ただし、サービス停止が必要な保守作業等は例外とするが、必要最小限の停止時間とすること。
- (2) 本システムは、構築コストの低減、開発期間の短縮、高品質かつ安定稼働及び専門のサポート体制の享受等を実現させるため、パッケージシステムを基本とし、発注者独自のカスタマイズは必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 発注者のクライアント環境、ネットワーク環境、利用人数等を十分考慮すること。
- (4) 本システムの利用人数は、36人を想定している。

なお、本システムには全クライアント同時接続が可能とし、50人ほどの同時利用があってもパフォーマンスの低下を起こさないものとする。
- (5) 通常利用時間帯（平日8時30分から18時まで）の利用にレスポンスの低下などの影響が無く、システムの安定稼働を確保すること。

- (6) バックアップ、一括データ処理等を行う際は、0時から5時までの時間内に完了できることを目標とする。
- (7) データ量増加の際や、アクセス集中の際にも安定した性能を確保すること。また、そのために最適な環境とパフォーマンスチューニングを行うこと。
- (8) データ出力として、マスタデータ、帳票印刷データ等の取り出しはCSV形式をサポートするものとする。
なお、出力したデータは表計算ソフト等で加工し、二次利用可能とすること。
- (9) 本システムは可能な限りクライアント側にソフトウェア、ミドルウェア等を必要としないものとする。また、各端末に設定が必要な場合は、発注者職員に負担とならないようにすること。
- (10) クライアントOSは現在Windows 11を指定するが、契約期間内に発注者が後継OSを導入した場合にはそれに対応すること。
- (11) 利用者情報を一括管理するとともに、管理者の設定やアクセス権限設定等システム管理全般を行う機能を有すること。また、システムログの確認等管理者が運用管理上で必要とする機能を有すること。
- (12) 他のシステムとの連携が可能なオープン性を有すること。
- (13) ハードウェア・ソフトウェア（OSも含む）は、契約期間において開発元等の脆弱性改修などのサポート提供が受けられること。
- (14) 本契約内において発生するすべての費用は、本仕様書に特別の記載が無い限り、本契約に含めること。
- (15) 仕様に関する協議を行った場合は、記録として残すため、すべて協議録を作成し発注者と受注者で保管すること。
- (16) 本契約履行のため渋川市役所庁舎内において作業をする場合は、原則事前に連絡すること。また、その作業が閉庁日及び開庁時間外になる場合も同様とする。

3-2 ハードウェア要件

本システムのハードウェア要件は次のとおりとし、最低でも5年間継続利用する設計にて提案をすること。

- (1) 長期にわたり稼働させるため、今後の技術進展の影響が少ないものとする。また長期的な安定稼働が可能であり、長期的なサポートが受けられるものとする。
- (2) 業務要件を満たすために必要な機器を選定すること。

- (3) 本システムに移行する現行システムのデータ容量に加え、今後想定されるデータの増加に耐えうるストレージ容量を確保すること。
- (4) システム稼動後に著しいレスポンス低下が発生した場合やストレージ容量の不足が発生した場合は、機器入替又は機器増設を実施し、問題解決を図ること。
なお、それに係る費用は、協議の上決定するものとする。
- (5) 渋川市役所第二庁舎設置のサーバー及びデスクトップPCには瞬電等対策を目的に、システム正常終了に要する時間の蓄電容量があるUPS機器を構成に含めること。
- (6) 本システムを運用管理するために必要な機器があれば構成に含めること。
- (7) 省スペース、省電力、グリーン調達など、環境に配慮した機器及び構成とすること。
- (8) 検針機器はロール紙印刷部一体型のハンディターミナルを基本とするが、同等以上の性能かつ水道検針業務に耐えうる機器があれば提案を求める。

3-3 ソフトウェア要件

本システムのソフトウェア要件は次のとおりとし、最低でも5年間継続利用する設計にて提案をすること。本システムやシステム基盤等の要件を満たすために必要なソフトウェアがあれば提案すること。

導入時には、ソフトウェアに対する最新のセキュリティパッチを適用すること。

- (1) ソフトウェア全般、OS等に関して、導入後の利用期間中はサポート切れとならないよう最新版や標準的な製品を優先して採用すること。
- (2) ソフトウェアのライセンス体系も踏まえて、経済的な提案をすること。
- (3) アプリケーション等に不具合が判明した場合、発注者に対して不具合の情報を即時に提供するとともに、対策版のインストール及び動作確認を実施すること。
- (4) 本システムを運用管理するために必要なツールがあれば構成に含めること。
- (5) OSは、原則としてWindows系とする。

その他のOSを採用する場合には、必要性を記載すること。採用に当たっては、発注者と協議の上、承認を得ること。

3-4 データセンター要件

(1) データセンターについては各種の安全対策が施されたデータセンターであること。

ア サーバー機器等の障害発生時に早期に切り替えて稼働できるよう機器の冗長化を行うこと。

イ 無停電電源装置やバックアップ装置を用意すること。

ウ 印刷装置（高速プリンタ）及びメールシーラーを用意すること。

エ 障害対応用の監視用端末を用意すること。

オ ウィルス対策や侵入者対策を施すこと。

カ 24時間365日の監視体制があること。

キ 免震、耐火及び浸水対策が施されていること。

ク データの保管場所は、24時間空調管理されていること。

ケ サーバルームへの入退室が管理されていること。

3-5 ネットワーク要件

(1) 広域ネットワークの構築については、通信事業者の提供する閉域網（仮想閉域網も可）のネットワークサービスを必須要件とし、別紙機能要求水準書に記載されている「広域ネットワーク構成図」を参照し、広域ネットワークの構築をおこなうこと。

また、採用するサービス名、通信事業者名、サービス詳細情報を提案書に記載すること。

なお、この回線は本システム専用とし、他業務システムとの併用は原則不可とする。

(2) 渋川市の庁舎間ネットワークについては構築範囲外とする。

(3) ネットワーク設定については、発注者主管部署との打合せを行い、安全に、かつ影響範囲を最小限にするよう設計すること。

なお、影響が見込める場合には、提案書に内容を明記すること。

(4) 広域ネットワークの使用（期間等）について、3拠点間の回線費用を見積もりに計上すること。また、新規に回線を構築する場合には、テスト期間（3か月程度）を含めること。

3-6 信頼性要件

単一障害によってシステムの停止やデータの損失が発生しないよう、機器の冗長化やデータのバックアップが行える環境を提供すること。

(1) 可用性

本システムにおいては、偶発的な障害によるサービス停止は最小限にとどめ、その間に障害直前の状態まで復旧が行える環境を整備すること。

(2) 機器の多重化、負荷分散

本システムにおいては、ハードウェア機器の単一障害によってシステムが停止しないよう機器の冗長化を図ること。

サーバー類は、必要に応じ、冗長化と合わせて処理性能向上のために適切な負荷分散をすること。システムに障害が発生したときも正常に動作し、システムダウン時間を最小限とする工夫をすること。

(3) バックアップ

ア 障害等によるデータ損失に伴う影響を最小限にするため、適切なバックアップ機能を有すること。

イ バックアップを行う際に、バックアップ装置に対する各種操作、メディア管理、バックアップの世代管理等が行えるバックアップ管理機能を構築すること。

ウ 毎日のデータバックアップに加え、システムバックアップについても定期的に行うこと。

エ バックアップはスケジューリングされ、自動的に行われること。

オ バックアップに必要な媒体の費用は、本契約に含めること。

カ 障害等によりデータが失われた場合は、直近の状態に復元できること。

キ バックアップの方法及び媒体は問わないが、I C T－B C Pを考慮した構成とすること。ただし、それにかかる費用は本契約に含めること。

(4) 障害発生時緊急対策

本システムは、料金窓口業務を行う上で必要不可欠なものであることから、データセンターの停電や通信回線遮断等各種障害が発生した場合でも、システムで照会業務が行えること。

なお、有事の際は、発注者及び水道料金徴収業務受託者に対し、迅速にかつ適切な指示を行うこととし、それに係る費用は本契約に含めること。

3－7 拡張性要件

(1) システム

今後新たに発生する業務や市民サービス拡張による業務機能の追加や変更等の要望に対応し、柔軟に対応可能なシステム構成とすること。

(2) ハードウェア機器

経年のデータ保存を含めて、機器の追加や増設で容易に拡張可能な構成とすること。

なお、機器を増設した場合でもシステムに影響を及ぼさないこと。

3－8 セキュリティ要件

(1) 個人情報保護・データ保護

本システムが保有するデータは機密情報が含まれているため、セキュリティにおいて万全の対策を講じること。

(2) システム

本システムでは、所属に応じた権限を割り当てることができ、システム上でもその権限に応じた処理の制限が行えること。

また、ログインした操作者ごとの権限に応じた画面表示項目を設定できる機能を有すること。ログインや業務処理等の操作について、監査証跡として適切に管理し照会が行えること。

(3) ウィルス対策

ウィルス感染に備えて、本システムの全ての機器にウィルス対策ソフトを導入すること。また、パターンファイルを更新する仕組みを構築し、定期的に更新すること。

(4) 脆弱性等への対応

コンピューターやソフトウェア等に関する脆弱性や危険性が判明した際には、本契約で導入するコンピューターやソフトウェア等について調査し、該当の有無や初期対応等について発注者に速やかに報告し、その対策をとること。

(5) 生体認証（静脈認証）

クライアント端末利用時及び本システム利用時には生体認証システム（手のひら静脈認証）にてなりすまし等による不正ログインを防ぐこと。

なお、静脈認証データは全て静脈認証用サーバーにて一元管理し、個々のクライアント端末に静脈認証データを登録するようなことがないこと。

(6) 庁舎外への持出す機器や書類等による情報漏えい対策

庁舎外に持ち出す機器については、置き忘れ等による情報漏えいに対し、防止又は影響を最小限にとどめるための対策をとること。

なお、その内容を提案書に記載すること。

(7) クライアント端末の盗難対策

クライアント端末については、持ち出すことのできないようワイヤーロック等の対策をとること。

4 開発要件

4-1 開発作業

システム開発については、パッケージを前提として、要件に応じた発注者独自のカスタマイズは必要最小限とすること。また、構築作業中に既存の他のシステムに影響を与えないこと。

なお、事前に開発計画を作成し、発注者の承認を得たうえで以下の作業を実施するとともに、基本仕様及び詳細仕様の確認については、発注者担当職員の負担軽減を考慮すること。

- (1) マスタスケジュール、詳細スケジュールの作成
- (2) 設計書（システム要件定義）の作成
- (3) 仕様要件を満たすために必要なカスタマイズ作業
- (4) パッケージシステムの適用
- (5) 単体、結合、総合テスト及び検証
- (6) 業務検証、機能検証として、処理サイクルテストの実施
- (7) 発注者職員が検証するためのテスト環境の構築
- (8) ドキュメント作成
- (9) プロジェクト管理の実施、進捗管理、課題管理、品質管理等
- (10) 必要となる会議の実施及び資料作成、議事録作成

4-2 構築スケジュール

- (1) スケジュール案は、契約締結後からシステム本稼動までの各種工程の期間、目的を提案書に記述すること。
- (2) ハードウェア、ソフトウェア導入時期、システムテスト期間、業務並行テスト期間、発注者職員による検証期間、発注者職員及び水道料金徴収業務受託者研修期間を提案書に記述すること。
- (3) 発注者職員による検証及び現行システムからの切替えについては、発注者担当職員及び水道料金徴収業務受託者の負荷軽減を最大限考慮して、切替方法、スケジュール案を提案すること。

なお、現行システムから本システムへの切替時に運用上の制約事項等がある場合は、提案書に明記すること。

- (4) データ移行により滞留入力が必要な場合には、スケジュール、入力内容、役割（受注者側の入力担当、検証担当）を提案書に明記すること。

ただし、滞留入力が必要な場合においては受注者側での入力を行うものとする。

4－3 開発体制

- (1) 本業務に従事する要員は、発注者専任の開発者であるとともに、十分な経験・技能を有し、渋川市と同規模程度のシステム導入経験を有する者とする。また、提案者が責任を持って各作業工程の進捗管理を行い定期的な報告会等を開催し円滑な開発進行に努めること。
- (2) 第三者への一括再委託は原則禁止とする。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、第三者への一括再委託の業務内容及び委託先を体制表に明記するとともに、本契約履行中に知り得た情報に関する機密保持について文書で取り交わすこと。
- (3) 開発場所及び機材は、自ら本調達内で用意すること。ただし、ハードウェア設置・設定以降、それらを利用する場合には、発注者と協議できるものとする。

4－4 システム移行

(1) システム稼働計画書

ア システム稼働にあたっては、サーバーへのシステム導入からシステム稼働確認までの段階ごとに計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

計画書には、実施体制、スケジュール、各作業項目の作業内容、セキュリティ対策について記述すること。また、作業手順書を作成し、発注者の承認を得ること。

イ システム稼働にあたっては、リハーサルを実施すること。

なお、リハーサルによって発注者の本番業務が停滞することのないよう、本番環境には十分配慮すること。

(2) システム稼働の基本的な考え方

ア システム稼働にあたっては、発注者の業務を停止させることなく、円滑に稼働ができるよう発注者及び関係業者等と調整のうえ、入念な準備を行うこと。

イ 現行システムで処理中の案件の取り扱いを考慮し、システム移行を行うこと。

4－5 現行システムからのデータ移行

データ移行に際しては、事前の検証作業を十分に行い、新旧システム間に

においてデータの整合性を確保すること。本システムの初期データセットアップ、現行システムからのデータ移行を下記のとおり実施すること。

(1) データ移行の基本的な考え方

ア 現行システムで管理している全データ（過年度分データ含む）の移行を実施すること。

発注者職員や水道料金徴収業務受託者がデータ入力作業を必要としないことを前提として、新システムを稼働させること。

イ 水道料金調定システムについては、検針データを使用し、全件の料金計算テストを奇数月、偶数月全ての地域で実施すること。

特定のデータを抽出した抜粋による検証は認めない。テスト結果報告書及びシステム出力帳票（委託者指定帳票）を各月毎に提出し、発注者の承認を得ること。

なお、テスト結果に相違がある場合は、その原因と対策を漏れなく報告すること。

ウ 企業会計システムについては、本稼働開始日までの伝票データを含む全データについて移行を行い、過去データの参照複写を可能にすること。

また、稼働月までの例月監査資料の月計単位の突合作業を実施し、過去5年間分はテスト結果報告書を提出すること。

エ 上記ウにより、令和9年度決算は新システムで行えること。また、令和10年度当初予算編成についても同様に移行し、業務に支障のないようにデータ移行を実施すること。

オ 外字については、既存業者より紙媒体のコード表で提供を行う。外字同定作業については、受注者が行うこと。

カ データ移行作業時はセキュリティ性を十分に考慮し、厳密な機密保持ができる具体的な管理方策をとること。

(2) データ移行作業の委託範囲

ア 本システムへのデータ取り込みに際し、現行システムからのデータ提供を受けるための既存業者との技術的な条件の調整及びデータ入手等必要な事項については、発注者の立会いのもと協議するものとする。

イ 必要となる各種コード設定やパラメータ設定等は本契約の範囲とする。

ウ 発注者が検証作業を行うための環境を用意すること。

エ 現行システムからのデータ抽出作業は、現行システム賃貸借契約仕様により既存業者が行うこととする。

オ 現行システムの有するデータ構造、データ内容がわかる移行データレ

イアウト定義書等も提供する。

カ 移行ツールが必要な場合は受注者で準備し、データの項目や不適切なデータがある場合等は、発注者と調整のうえ、作業を行うこと。

キ データ移行に際しては、次の作業を委託範囲に含めるものとする。

(ア) データ移行計画の策定

(イ) データ移行作業チェックシート作成・提示

(ウ) データ移行リハーサルによる検証、結果報告

(エ) 整合性検証、結果報告

(3) 現行保守業者作業内容

ア データ移行設計

データレイアウト定義書作成

イ データ抽出作業

調査、テスト、本番を含め3回（必要に応じ令和8年度決算データ1回）

ウ 技術支援

抽出データに関する問合せ対応

(4) 本賃貸借契約終了等のデータ提供作業

本賃貸借契約終了又は解除等により受注者の変更があった場合は、移行するシステム業者へも同様に、データ提供作業及び必要書類の提供を行うこと。

なお、移行に伴い発生するデータ等の作業費用は本契約に含むものとする。

5 運用保守要件

5-1 操作者研修

本システムの稼動後に円滑に業務を遂行するためには、事前に発注者職員及び水道料金徴収業務受託者に対する操作研修が必要である。次の要件に従って、操作研修に対する提案を求める。

(1) 研修計画

ア 操作研修実施の具体的な実施時期、研修回数、1回あたりの想定時間などについては発注者と調整し実施すること。

イ 操作研修の詳細およびシナリオについては、発注者と事前協議の上で決定し、研修計画書を提出すること。

(2) 研修内容

ア 研修の内容に関しては、各業務の機能について網羅的に実施できるよ

うに提案を行うこと

(3) 研修対象者

ア 研修の対象者は36名程度

(4) 研修回数

現時点で想定している研修回数は次のとおりである。

最終的な研修回数については、研修カリキュラム、研修場所、研修時期等を勘案し、発注者と調整の上で決定すること。

ア 水道料金調定システムでは 4 回程度(1 回あたり:2～4 時間)

イ 公営企業会計システムでは 2 回程度(1 回あたり:2～4 時間)

また、理解度によっては上記回数以上実施されることも想定すること。

(5) その他要件

ア 研修に必要な準備作業、機器については、受注者が用意すること。

5-2 マニュアル作成

(1) 本システムの操作にあたって必要となるマニュアル、運用にあたって必要となるマニュアルの2種類を作成すること。

(2) パッケージソフトウェアで既に用意されたものを流用することも可能とするが、カスタマイズ等によって変更された部分については、その内容を正しく反映すること。

(3) マニュアルの構成や内容は、実際の業務に沿って説明を行い、利用者に配慮したわかりやすい文章や表現にすること。

5-3 運用保守業務

本システムを安定的に稼働させ、その機能が十分に発揮できるよう、常に良好な状態を維持するとともに、障害に対する予防保全及び障害発生時の早期復旧を行うこと。

(1) 運用保守体制

システムに係る障害、技術支援、操作支援について、発注者担当職員からの質問・要望に対し迅速に対応すること。

なお、オンサイトによる対応を想定しているが、より迅速に対応できる手段があれば提案を求める。ただし、それに必要となる費用については本契約に含めること。

(2) 障害通知

障害発生時には、発注者にその内容を通知する機能を有すること。

(3) 管理作業

本業務全体を管理し、契約当初に、保守案件等を整理して運用保守計画書を作成し、発注者の承認のうえ本業務を遂行すること。

なお、運用保守計画書には、最低限、次の項目を含めること、運用保守計画書を変更する必要が発生した場合は、速やかに改版を行い、発注者の承認を得ること。

- ア 運用保守体制
- イ 緊急時の連絡体制
- ウ その他必要な項目

(4) 容量管理及び可用性管理作業

システム稼働状況を分析し、必要に応じてデータベースや業務プログラムのチューニング、リソース追加等の改善計画を立案し、発注者と協議のうえ対策を実施すること。

(5) 障害対応

ハードウェア、ソフトウェアの障害対応として、次の内容を行うものとする。

- ア コールセンター等を設置すること。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（土・日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）。
- イ システム障害の連絡を受けた際には、おおむね1時間以内に対応を行うこと。
- ウ 部品の交換は、特殊なもの以外についてはおおむね半日で対応を行うこと。

なお、障害の状況によっては、同等機種の代替品と交換を行うこと。

- エ アプリケーションソフト等に不具合が判明した場合、発注者に対して不具合の情報を即時に提供するとともに、対策版のインストール及び動作確認を実施すること。また、費用については本契約金額に含むものとする。

- オ ハードディスクの障害において、システムのリカバリーが必要になった場合は、バックアップ媒体からリカバリーを行うこと。

また、保守交換したハードディスクは物理的な破壊、または米国家安全保障局（NSA）推奨以上のセキュリティレベルでデータを削除すること。

なお、その際にはデータ消去書類を発行すること。

- カ 障害対応完了後は、障害報告を行うとともに再発防止策を検討し、同様の障害が再発しないよう努めること。

キ 無停電電源装置（UPS）について、バッテリーの装置寿命や電圧低下等の異常が起きた場合、本契約の範囲内において無償でバッテリーを交換すること。

（６） 業務支援

下記業務について、発注者担当職員とシステム担当者による打ち合わせ等を行い、作業工程表等を作成した上で遅滞なく作業を行うこと。

なお、作業を行う際には発注者職員の負担軽減を考慮すること。

ア プログラム修正及びカスタマイズ

1人日以内に処理可能な軽易なプログラム修正、カスタマイズは本保守業務に含めること。

イ 法制度改正対応

法制度改正の対応については、原則として本保守契約の範囲に含めること。

（７） 課題管理

問い合わせ対応や障害対応で行った内容を記録し、管理すること。これらの情報を元に問題点を洗い出し、改善計画を立案し、発注者と協議のうえ実施すること。

（８） その他

ア 本業務の遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、発注者の同意なくして第三者に漏えい若しくは開示しないこと。

また、本業務の実施完了後は、本業務に関する情報を返却または確実に廃棄すること。

イ 本システムが連携を行うシステムに関して、常に円滑な連絡・調整を行える体制を保持すること。

ウ すべての作業において、発注者の業務及び稼働中の他の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に明らかにし、発注者の指示に従い作業を実施すること。

エ 本業務において必要となるその他の事項については発注者と協議して定める。

6 電算処理業務要件

6-1 電算処理業務（帳票印刷委託業務）

大量帳票の出力処理については、データセンターによる受託処理とし、別紙「電算処理業務要求仕様書」の仕様を満たすこととし、データ締めから配送までの具体的な運用方法案を提示すること。

なお、成果物納品日は、原則締め処理日翌営業日午前中とする。

本業務に係る契約は、受注者と別途業務委託契約を締結するため、参考価格を提案書に明記すること。

(1) 調定処理（毎月1回）

納入通知書作成及び印刷、納付書発行一覧表印刷

(2) 未納処理（毎月1回）

ア 督促状作成及び印刷、督促状発行一覧表印刷

イ 口座督促状作成及び印刷、口座督促状発行一覧表印刷

ウ 催告書作成及び印刷、催告書発行一覧表印刷

(3) メーター交換処理（毎年1回）

検定満了メーター交換通知作成及び印刷

7 その他

7-1 物品の納入

(1) 物品は、発注者と協議のうえ、指定する場所へ納入すること。

(2) 機器の搬入、据付にあたり、施設・設備等に損害を与えないよう必要な措置を講じることとし、損害を与えた場合は現状に復旧すること。

(3) 作業終了後は、梱包材等の処分を行うこと。

7-2 成果物

(1) ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア等の設定及び既存システム等の設定変更に関する以下の内容を記載した資料を作成し、提出すること。

ア システム要件定義書

イ プログラム設計書

ウ テスト結果報告書

エ 操作マニュアル

オ 打ち合わせ議事録

(2) 納品成果物については、正本1部と電子媒体で一式納品すること。

7-3 停電対応

浜川市の庁舎法令点検等に伴う停電対応を行うこととし、必要に応じて現地対応すること。

なお、起動時に障害が発生した場合は翌開庁日のシステム稼働に支障が無いよう、迅速な対応を行うこと。

7－4 機器の撤去

- (1) 契約期間終了後（再度継続契約した場合はその期間終了後）は、次期導入業者と協議の上、機器類の入替えを円滑に実施すること。

また、本契約を解除した場合は速やかに機器を撤去すること。

- (2) 入替えまたは撤去する際は、設定情報等を削除すること。データの消去方法は物理的な破壊、または米国家安全保障局（N S A）推奨方式以上のセキュリティレベルでデータを削除すること。

なお、その際にはデータ消去書類を発行すること。その際にかかる入替え・撤去費用、運搬費用、その他撤去等にかかる費用も負担すること。

7－5 セキュリティポリシー

個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律及び浜川市情報セキュリティ基本方針を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、その取り扱いを適正に行うこと。

7－6 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示を受けること。